

**WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
—「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって—**

はじめに—背景・意義・目的

1996年12月9～13日、世界貿易機関(World Trade Organization; WTO)の初の閣僚会議がシンガポールにおいて開催された。今後の世界の貿易システムを決定していくとして、鳴り物入りで登場したWTOの最高意思決定会議の開催は、各方面から注目を集めた。会議の結果を受けて、97年2月15日に基本電気通信交渉が合意に至ったことは記憶に新しいところである。

昨今、注目されつつある「貿易と環境」問題に、WTOは強い影響力を持っている。それは、WTOが世界の貿易の自由化推進に影響力のある機関であると同時に、同問題を扱う「貿易と環境に関する委員会(The Committee on Trade and Environment; CTE)」が、WTO内に新設されたからである。

CTEは、WTO一般理事会の傘下にあるが、この一般理事会は紛争処理機関、貿易政策検討機関としての役目も担っている。したがって、CTEの審議結果が、紛争処理や貿易政策検討に影響を与えることは自明なこと

このCTEは、シンガポール閣僚会議に対して「貿易と環境」問題についてのそれまでの審議結果をレポートとして提出した。その内容は、すべての問題について結論を出しているわけではないものの、議論の進展がみられ、閣僚会議全体の中で重要な貢献をしたと評価されており、CTEは作業の継続を求められている[WTO,

したがって、シンガポール閣僚会議へのレポートでどのような方向づけがなされたのかを分析し、また、どんな課題が残されたのかを整理することは、今後の「貿易と環境」問題の議論の展開をみる上で、意義があるといえ

以上の背景と意義を踏まえ、本稿では、(1)CTEレポートの内容とポイント、(2)審議参加国のCTE審議議題(以下、アイテム)に対するスタンスの2点について述べてみたい。また、簡単に、(3)貿易と環境問題における閣僚会議の意義について触れてみたい。

I. 第一回WTO閣僚会議の結果—概観

まず、CTEレポートの内容を検討する前に、WTO第1回閣僚会議全体の結果と焦点について簡単に振り返ってみたい。

WTOにとっての初めての閣僚会議は、WTO設立以来のこれまでの作業の点検とこれからの作業計画の策定を目的として開催された。換言すれば、この閣僚会議は、GATTウルグアイ・ラウンド合意以降のWTOが、いかに自由貿易体制強化の役割を果たしてきたかを振り返ってみる場であったとともに、今後の自由貿易体制をどのように決定してゆくかを交渉する場であったともいえる。

会議の目的としては、(1)GATTウルグアイ・ラウンド合意の実施状況の点検、(2)交渉継続案件・作業予定の確認、(3)貿易促進状況の点検、(4)世界経済が取り組むべき新たな課題の取りまとめ、の4点が挙げられる[WTO, 1996a, p.1](表1参照)。取り上げられた内容は、表2の通りで、「貿易と環境」問題は、閣僚宣言の14番目

閣僚会議全体の成果として、

1. ウルグアイ・ラウンド合意の各分野の着実な実施の重要性について合意がなされたこと、
2. 情報技術合意(ITA)推進の具体的な成果がみられ、特に発展途上国の参加が得られたこと、
3. 継続交渉とされた事項につき、交渉の継続・再開などの合意がなされたこと、
4. WTOが今後取り組むべき投資、競争、政府調達作業部会の設立について合意がなされたほか、貿易の円滑化について検討を開始することが合意されたこと、

の4点が挙げられ(注2)、これまでの作業の点検と、これからの作業の策定とのどちらにも進捗があったといえ

II. 「貿易と環境に関する委員会(CTE)の審議結果」—ポイントとフレームワーク

まず、簡単にCTE設立とその後の話し合いの経緯を振り返ってみると、CTEは94年4月のGATTマラケシュ閣僚会議にて設立が決まったもので、同閣僚会議で新設された5つの委員会の内の一つである。95年から96年の間に、アルゼンチン大使アルナウ議長の下で13回にわたる正式会合が行われた(注3)。

この会合の審議結果である閣僚会議へのレポートについて、以下で内容をみてゆきたい。

**WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
－「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって－**

IIでは最初に、内容全体のポイントについて述べる。次に、「貿易と環境」問題のフレームワーク(分析のための視点)について簡単に触れ、CTEで取り上げられた10のアイテムが、このフレームワークのどの位置にあてはまるのかを整理したい。IIIでは、個々のアイテムについて、審議結果を紹介し、96年7月と9月(注4)に行われたCTEの正式会合の内容をみながら、審議のプロセスで各国がどのような提案をしたかを追ってみたい(用語については適宜、用語解説を参照)。

1. レポートのポイントとまとめ

まず、CTEの審議結果のまとめとして、(1)レポートのポイント、(2)議論の推移、(3)今後の注目点、の3つを述べてみたい。

(1) レポートのポイント

まず、WTO(貿易自由化)と環境保護(MEAs)とは「必ずしも矛盾するわけではない」という見解が根本にうかがえる。ここで注意すべき点が2点ある。

まず、日本、韓国、アセアンなどがWTOとMEAsが両立するための条件づけや、条件づけに関する審議延長を提案しており、CTEとWTOの見解としてWTOとMEAsが「完全に調和する」とされたとするには時期尚早、とい

もう一つは、この2つを調和させるために、WTO条項の「譲歩」の可能性が示唆された点であり、「調和」をもたらすための歩み寄りの姿勢がうかがえる。

また、いたずらにWTOに紛争処理が持ち込まれるのを避けるための具体的提案がなされたことは、CTE作業の成果であろう。

例えば、貿易政策と環境政策の不一致(注5)を避けるための政府内での事前調整や、紛争処理機能利用の優先順位の明言などがそうであろう。特に、MEAsの紛争処理機能の優先「利用」が示されたことは興味深い。

というのは本来、国際法上では、紛争処理に関しては新しい国際条約が優先[新堀, (1996), p.70]するので、WTOが95年の設立であることを振り返ると、これ以前に締結された環境関連貿易措置を持つMEAs(注6)の紛争処理機能よりも、WTOの紛争処理機能が優先するからである。

ただし、このような見解があっても、ここで注意したいのは、

WTOは「環境保護機関」にはならない、

環境保護の政策協調に問題が発生しても、WTOは自由貿易の「守護神」であり続ける(注7)、

と明言されていることである。

つまり、WTOは貿易自由化と環境保護の両立に配慮しつつも、あくまで貿易自由化が最優先であるという姿勢が再確認されたのである。

(2) 議論の推移

CTE内での議論では、様々な立場の違いを浮き彫りにした。ここでみられるのは、南北の対立という単純な二分法ではなく、いわば新たなる「二重構造」である。それは、「貿易と環境」問題に対するWTO加盟国の間(Inter-Nations)での考え方の違いと、各国内部(Intra-Nations)での考え方の違いである。

まず、加盟国間の違いとしては、環境保護推進に対する積極性の違いや、環境保護政策に対する懸念の強さの違いが挙げられる。実際、エコ・ラベルなどの環境関連貿易措置を積極導入して環境政策を推進しようとする米国、カナダ、EUと、反対はしないが全面的に積極推進するわけではない日本、韓国、エジプト、オーストラリアとの間に、考え方の違いがみてとれる。

また、環境政策が「懸念」とはならない先進国と、エコ・ラベルの導入による国際競争力の低下や市場への参入機会の減少を懸念する途上国との間の意見の違いもみてとれる。

WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
－「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって－

ただしここで、EUには途上国の反対や懸念を押し切ってまで環境政策を推進する意図はなく[宇野, (1997), p.20]、先進国対途上国という図式で単純に割り切れるわけではない。

一方、各国内部の問題については、まず先進国の例では、日本は農業部門を抱え、デリケートな立場に置かれているし、米国は、環境政策推進を唱える環境保護団体と貿易自由化を唱える産業界の板挟みになっている[ibid.]。一方、途上国の内部では、貿易自由化によって便益がある企業グループと、そうでない中小企業の立場の違いが、ますます大きくなってきているように思われる。

(3) 今後の注目点

まず、アイテム(1)と(5)(後述)や上記の二重構造の議論の行方が注目されよう。アイテム(1)と(5)はWTOと「環境と貿易」問題の本質を扱っており、また、先進国と途上国との関係を含む「二重構造」に関しては、途上国の貿易自由化への参加なくしてはWTOの存続意義そのものが問われるので、注目したい。

次に、アイテム(3)のエコ・ラベルの審議結果が、国際環境規格ISO14000に影響を及ぼす可能性が大きい。

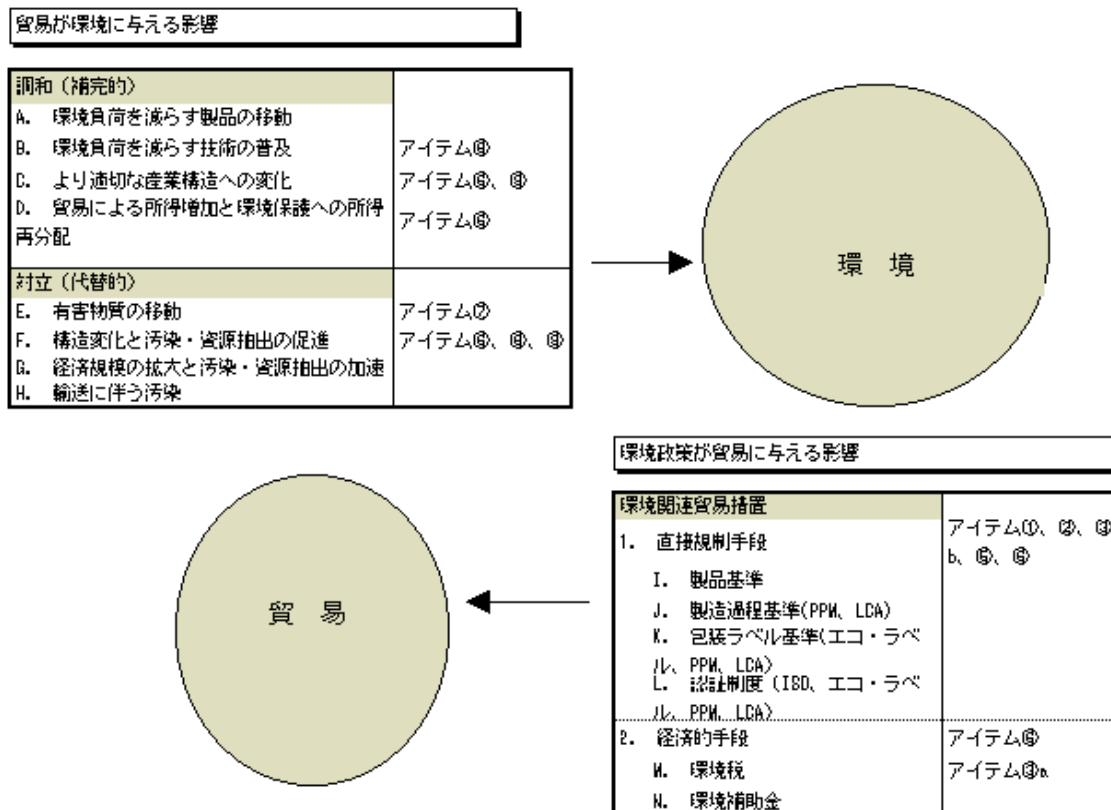
ISO14000は、ISO独自のエコ・ラベルとLCA(用語解説)の規格発行をすでに予定しており、規格の発行そのものや、発効時期については変更を及ぼすとはいえないが、WTOのCTEの審議結果の内容が、規格の受け入れられ方やインパクトに影響を及ぼすといえよう。

つまり端的には、CTEが、LCAのエコ・ラベル基準への導入は貿易障壁でない、という判断を下せば、輸出市場にてLCAが盛り込まれたエコ・ラベルが採用されても、それをTBT協定(用語解説)としてWTOの紛争処理機関に対し、その撤回を求めることは難しくなる。貿易にかかわる産業すべてにおいて影響があるので、注目する

2. 「貿易と環境」問題のフレームワーク

ここでは、そもそも「貿易と環境」問題とはどのようなものを簡単に振り返ってみたい(注8)。図1にあるように、「貿易と環境」問題は、貿易が環境に与える影響と、環境政策が貿易に与える影響と、2つに大別できる。

図1 フレームワーク



WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
－「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって－

(注)貿易に影響を与える環境政策は、厳密には1. 環境関連貿易措置、2. 環境保護措置、3. 環境政策、の3つに分かれる。2. と3. は貿易に影響を与えるが、その措置・政策は必ずしも貿易向けではなく、国内向のものである。しかしここでは、「環境政策が貿易に与える影響」として整理するために、環境関連貿易措置という範疇でまとめた。影響という側面では、議論の本質は変わらない。

(出所)渡辺(1996)

まず、貿易が環境に与える影響をみてみると、例えば貿易の促進によって、環境を改善するような技術が国際的に普及するといった良い効果が考えられる一方、貿易によって有害物質が国境を越えて移動してしまったり、自然資源が過剰に採掘されてしまったりする悪い効果が考えられる。前者の場合には貿易と環境は「調和」し、後者の場合は「対立」するといえよう。

また、環境政策が貿易に与える影響を考えてみると、MEAsは、環境保護のために規制を行う。また、各国内でも環境規制がみられる。一方、WTOが目的とするように、貿易を促進するためには規制を取り払い、貿易が障害なく行なわれるようにしなければならない。一方は規制しようとし、一方は規制を取り払おうとする。ここに、紛争が発生する可能性がある。

したがって、調和する時はよいが、対立したり紛争に発展したりすると、貿易と環境の関係は「問題」としてとらえられるのである。

さて、それでは、CTEが取り上げたアイテム(表3)は、このフレームワーク(図1)のどこにあてはまるのであろう

表3 CTEのアイテムと閣僚会議までの結論

番号	アイテム	レポートの結論・方向性	結論確定の必要性・予定の期日	アイテム正式名称
①	WTOの条項とMEAsの環境関連貿易措置との関係	WTOとMEAsは矛盾しない。	—	多国籍貿易システムの条項と環境関連貿易措置との関連性 (MEAsの目的追求との関連性を含む)
⑤	WTOの紛争処理手続とMEAsの紛争処理手続との関係	MEAsの紛争処理手続は「優先」。	—	多国籍貿易システムの紛争処理手続とMEAsの紛争処理手続との関連性
②	WTOの条項と多国の環境政策との関係	(結論に至らず)	○	貿易への重要な影響を持つ環境政策と多国籍貿易システムの条項との関連性
③	WTOの条項と a) 環境目的との関係	(結論に至らず)	○	多国籍貿易システムの条項と a) 環境保護目的との関連性
	b) エコ・ラベルなどの技術規制との関係		—	b) 環境目的の達成(環境基準、技術規制、パッケージ・ラベル、リサイクル)との関連性
④	環境と関係のあるWTO条項の透明性	現在の透明性が充分。	—	多国籍貿易システムの条項の、貿易への重要な影響を含む環境関連貿易措置への適用の透明性
⑥	環境保護措置が市場アクセスへもたらす影響。特に、開発途上国の立場を考慮して。	貿易自由化による市場アクセスの改善が途上国にも利益。ただし、中小企業や一次産品部門への被害。	○	環境保護措置の市場アクセスへの影響。特に、開発途上国(特に、島嶼国)としての貿易制限措置の環境への利益
⑦	国内でも移転が制限されている製品の輸出問題	WTOは能率的規制。	○	国内移転品の輸出問題
⑧	国境での知的所有権保護と環境との関係	知的所有権保護は環境保護に貢献。具体的な結論確定。	○	貿易に伴う知的所有権保護と環境
⑨	サービス貿易と環境との関係	(結論に至らず)	○	サービス貿易と環境
⑩	WTO条項の外部への公開について	手続きガイドラインの制定とレビューの結論。	○	WTO条項のNGOへの公開の適切な方法について

(注)網掛けは重要5議題

(出所)WTO(1996c)より筆者作成

アイテムは全部で10あるが、まず、アイテム(1)、(2)、(3)a、(3)b、(5)、(6)は、環境政策が貿易に与える影響に当てはまる。また、アイテム(6)、(7)、(8)、(9)は貿易が環境に与える影響として取り上げられているといえよう。アイテム(4)と(10)は、このフレームワークの中に特に当てはまらない。

**WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
—「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって—**

III. CTEレポート

本項では、重要アイテム5つに焦点をあてながら、各アイテムについてCTEが出した審議結果と審議経過を一つ一つみてみたい。(重要アイテムは表3の網掛けの部分に、審議経過は表4にそれぞれまとめられている。)

これら5つに焦点をあてる理由は、アイテム(1)と(5)はCTEの最重要議題であり、アイテム(3)と(6)は開発途上国への影響が議論のポイントの一つであるからであり、また、アイテム(8)(注9)は新しい知的所有権の問題が取り上げられているからである(注10)。

1. アイテム(1)、(5)

(1)WTOの条項(注11)とMEAsの環境関連貿易措置との関係、および(5)WTOの紛争処理機能とMEAsの紛争処理機能との関係

(1) 審議結果

これらの2つのアイテムは、「貿易と環境」問題の本質にかかわる重要なアイテムとはいえ、また互いに関連性が高いとして、同時に話し合いがなされ、結論と提言も一緒になされた。

環境関連貿易措置は、多くのMEAsに含まれてはならず(注12)、必ずしも将来それが適用されるわけではない。現在のところ、MEAsの目的とWTOのそれとは矛盾しない。

WTO条項は、MEAsの環境関連貿易措置に関して「譲歩」できる。ただし、あくまでも最恵国待遇および内国民待遇が適用され、その措置の実施に透明性が確保されることが前提条件。

MEAsに環境関連貿易措置を盛り込む際には、政府間の(特に貿易と環境の両分野の技術政策専門家同士の)相互の配慮が必要。

環境にかかわる紛争処理では、WTOの紛争処理機能ではなくて、まず第一にMEAsの紛争処理機能が使われるべきである。例えば、ある特定のMEAの加盟国同士の紛争には、まず、そのMEAの紛争処理機能が最初に使われるべきで、WTOの紛争処理機能はその後に使用されるべきである。一方、MEA加盟国と非加盟国との間の紛争処理にWTO紛争処理機能が使われるのは問題ない(注13)。

非加盟国への環境関連貿易措置には十分な配慮が必要。

当事国政府内での貿易政策担当者と環境政策担当者間の政策協調が必要。事前の協調によって、法律上の不一致を避けることができる。

端的に言うと、アイテム(1)、(5)は2つの国際法(WTOとMEAs)が相入れるかという問題であり、CTEは、必ずしも両者は対立するものではないと結論づけている。

フレームワーク(図1)の中では、「環境政策が貿易に与える影響」の直接規制手段に該当するが、必ずしも貿易の足かせとはならないとしていると解釈できる。

(2) 審議経過

1) 7月会合

まず、アイテム(1)に関して、シンガポールがアセアン諸国を代表し、ウェイヴァー条項に焦点をあて、あくまで、ウェイヴァー条項の数年にわたる適用と、ケース・バイ・ケースでの対応が必要であると主張した。また、そのためにガイドライン策定が必要であるとした。

一方、スイス、米国、カナダは、MEAsにはウェイヴァー条項での対応は不適切であるとしている。さらに、数カ国から匿名で、MEAsに合わせてWTO条項を改正することが必要と思われるような例は過去にはなく、条項も紛争処理機能も特に問題ない、という見解が出された。

次に、アイテム(5)については、同じくシンガポールが紛争処理機関の上級パネルへの外部パネリストの採用を提案した。これに対しては、シエラ・レオネと香港から賛同が得られ、補足として香港から、WTOのMEAsに対するアドバイス機能や、WTO紛争処理機能の有効利用に関する提言がなされた。また、アセアンの見解として、これら2つのアイテムに関し、必要に応じての継続審議の提案がなされた。

WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
—「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって—

2) 9月会合

米国は、WTOとMEAsの関連性について分析するフレームワークを提案した。同関連性の分析には多様なアプローチがあるため、問題点を明らかにしようと試みたものである。

EU(注14)、ニュージーランド、日本、スイス、韓国が、WTO条項をMEAsに合わせて修正することの是非については異なる主張をしつつも、閣僚会議へ向けて「共通の土壌」を築く必要があるという点では一致した。特に、日本、韓国、ニュージーランドは、シンガポール閣僚会議後の議題として、MEAs加盟国と非加盟国の間で使用される環境関連貿易措置の違いを取り上げることがを提案した。また、日本、韓国、スイスはWTOとMEAs間の

2. アイテム(3)

WTOの条項と

(a)環境税との関係

(b)エコ・ラベルなどの技術規制との関係

(1) 審議結果

まず、(a)項目に関しては、提言を出すには至らず、継続審議の必要が述べられた。

次に、(b)に関しては、ラベル(エコ・ラベル)が環境保護のための重要な手段であることが認識された。フレームワークの中では、「環境政策が貿易に与える影響」の「直接規制手段」、特に、I、J、Kに該当する(図1)。

重要な手段であることは、逆に貿易への影響が大きいといえ、エコ・ラベルの実施に関しては、その準備や実施の過程で透明性を確保することが不可欠とされた。さらに、最恵国待遇、内国民待遇が守られるべきであること

これらの条件が満たされる限りは、WTOルールは、エコ・ラベルの実施に何ら制限を加えるものではないとして

(2) 審議結果

1) 7月会合

カナダからエコ・ラベルに関して、TBT協定に配慮しながらの積極導入が提案された。品質や生産だけでなく、生産以外の要素やPPMのエコ・ラベルへの反映については、シンガポール会議以降の継続審議議題とすることが提案された。EUはこれに賛同するとともに、エコ・ラベルは自由貿易に悪影響を与えない手段だとし、LCAをもエコ・ラベルへ導入することを提案した。

これに対して、ナイジェリア、パキスタン、シエラ・レオネが懸念と反対の意を表明した。また、韓国、エジプト、オーストラリアもまだ結論を出すには早すぎるとした。

2) 9月会合

米国が、エコ・ラベルが貿易の技術的障害とならないように、ラベル導入の透明性が優先されるべきであるとの提案をした。特に、PPMのエコ・ラベルへの導入に関して反発があるため、PPMの透明性に焦点が当てられる

この提案は、EUの反論を受けた。EUは、透明性よりもエコ・ラベルへのLCAの導入を優先すべきとした。

これらを振り返ると、フレームワークのI、J、Kをめぐって、どこまでの規制が問題とならずに実行可能かが参加国同士で審議されているといえよう。

3. アイテム(6)

環境保護措置が市場参入にもたらす影響。特に、開発途上国の立場を考慮して

WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
－「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって－

(1) 審議結果

CTEは、これまでの審議を通じて、「WTOが貿易自由化と環境保護の両立に貢献することができるか」という問題に対して、貢献することができたとしている。公正な無差別の多国間貿易システムと環境保護は持続可能な開発にとって重要であることと、低開発(貧困)と環境破壊の間には相関性があることが認識された。

特に強調されたのは、貿易自由化により市場への参入の機会を増やすことが、途上国の経済構造をより適切なものにし、経済開発と環境政策実行のための「資源」(注15)を得ることにつながるとした点である。

また、公正な無差別のWTOルールが、途上国の持続可能な開発に必要な自然資源管理のために本質的に重要であるとされた。しかし一方、開発途上国の中小企業が貿易自由化によって競争にさらされ、開発にとっては逆効果となる懸念も挙げられた。

したがって、WTOルールによってもたらされる環境への潜在的な「便益」とこの逆効果の比較が重要であるとさ

具体的に取り上げられた産業部門は、農業部門であり、さらにエネルギー部門での議論の提案がなされた。CTEは、対象を広げることに同意し、熱帯地方特有の製品、繊維・衣料製品、漁業、森林から産出される製品、環境サービスと非鉄金属をその対象としている。さらに、先述の貿易自由化の環境への便益と中小企業への影響が継続審議議題として挙げられた。

アイテム(6)は、フレームワークの複数の箇所当てはまる。審議結果は基本的には、貿易が環境に与える影響の「調和」のCとDについて述べているといえる。ただし、「対立」のFの項目に当てはまる懸念も挙げているわけである。また、エコ・ラベルは、「直接規制手段」のI、J、Kに当てはまり(注16)、特に中小企業に焦点があてら

(2) 審議結果**1) 7月会合**

米国は、貿易自由化の環境への影響は経済構造の変化や生産方法に左右されると主張し、適切に計画された環境政策は、環境保護と経済成長の両立を可能ならしめるとしている。特に、農業部門の自由化によって、経済的利益の追求が環境保護につながるとしている。CTEは「Win-Win(環境保護と経済成長両方が得られる)」となる条件を探るべき、と主張した。

オーストラリアは、WTO全体の本来の目的の一つが、発展段階に応じた経済開発と環境保護であることを強調し、一次産品への依存度が高い加盟国と農業の自由化との関連性についての継続審議を提案した。

一方、開発途上国からは、環境政策の実施に伴う競争力低下(特にアイテム(3)と同様にエコ・ラベルの実施)の懸念が表明された。

2) 9月会合

日本と韓国が、環境への影響はもっと広い範囲で議論し、農業部門に集中すべきではなく、貿易障壁を取り除くことは、環境にプラスの影響だけをもたらすわけではない、と主張した。オーストラリアが、日本と韓国の意見に賛同を示し、環境保護と貿易自由化の目的の食い違いについて整理すべきだと主張した。ノルウェーは、農業部門の優先性に同意しつつも、バランスのとれた分析が必要とした。

アルゼンチンは、貿易障壁を取り除くことは環境にプラスの影響があると主張しつつも、伝統的に貿易自由化と環境保護は互いに相入れない、という議論があることを強調した。また、ニュージーランドは、一定の結論を出すにはさらなる議論が必要であるとした。

フレームワークの「調和」C、Dになるのか、「対立」のFになるのかのという条件づけが話し合われているとも解釈できる。

4. アイテム(8)

国外での知的所有権保護と環境との関係

WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
－「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって－

(1) 審議結果

知的所有権を保護したり、貿易にかかわりのある知的所有権問題で合意を形成することが、環境保全に役立つ技術や製品(通称、EST & Ps)(注17)の国境を越えての普及に貢献し、環境保護に役立つとしている。

すなわち、CTEは、知的所有権の保護が貿易と環境の調和を促進する、としている(注18)。CTEはアイテム(8)に関し、さらなる議論の必要性を主張しており、

1. EST & Psそのものを作り出すことの促進、
2. EST & Psへのアクセス改善と普及の促進、
3. 環境に悪影響を与える技術と製品に関する問題、
4. 生物多様性保護(注19)へのインセンティブについて、

の4点についての議論が予定されている。

ここで注意すべきは、(3)の議題で指摘されているように、知的所有権の保護によって貿易が環境に悪影響を与える可能性が示唆されていることである。

フレームワークに当てはめて考えてみると、アイテム(8)は「貿易が環境に与える影響」の「調和」のBに該当する。しかし同時に、「対立」のFとしてみられる可能性もあるのである。

(2) 審議結果**1) 7月会合**

一国(匿名)から、生物多様性条約と知的所有権との関連性について議論することの提案がなされた。しかし、知的所有権はあくまで個人のものであり、それから得られる便益は単純にWTO加盟国同士で共有できないことが確認された。

韓国は、知的所有権の保護が環境保護に役立つ技術の普及を促進するとし、同時にMEAsの目的達成にも貢献できるとした。ただし、モントリオール議定書にあるようなフロンガス排出抑制と知的所有権保護との関連性については結論が見いだせないとした。

米国、EU、日本、カナダからは、韓国の意見に対する批判が出た。すなわち、知的所有権の保護が環境保護技術の移転に役立つとは単純にはいえない、という批判である。

2) 9月会合

オーストラリアが7月会合での問題を整理するための報告書を提出した。整理されるべき点として、環境保護に役立つ技術の国際移転、生物多様性を保護することによって得られる経済的利益とその分配、多様性保護に役立つ土着の技術・知識、環境に悪影響を与える技術の扱い、が挙げられた。

最後に、上記の5つのアイテム以外の審議内容を、以下にまとめてみたい。

アイテム(2) WTOの条項と各国の環境政策との関係、

アイテム(4) 環境と関係があるWTO条項の透明性、

アイテム(7) 国内でも移動が制限されている製品の輸出問題、

アイテム(9) サービス貿易と環境との関係、

アイテム(10) WTO書類の外部への公開について

まず、アイテム(2)と(9)については、CTEでは今回結論が出ず、継続審議の必要性が確認された。

**WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
—「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって—**

次に、アイテム(4)については、他の措置の実施以上により高い透明性を確保する必要性はなく、透明性確保のためのWTO条項の変更は必要ないと結論づけている。すべての通報はデータベースで一元化されており、すべての加盟国がアクセス可能である。

次に、アイテム(7)については、WTOは、あくまで他の国際機関の補完的役割を果たすのみであるとした。ただし、途上国から、有害物質の人の健康や環境への影響に関する情報が十分に与えられていない、という心配が表明されているので、WTO事務局は有害物質の情報サーベイに着手することとしている。

最後に、アイテム(10)については、WTO一般理事会はすでに96年7月に、「WTOドキュメントの回覧と公開の手続き」および「NGOとの連携のアレンジのためのガイドライン」(注20)を採択しており、議事録と関連文書を公開している。今後CTEは、公開がガイドライン通りに行われているか否かを、適宜点検することとしている。

IV. おわりに—WTOシンガポール閣僚会議と「貿易と環境」問題

最後に、結びに代えて簡単に、「貿易と環境」問題における閣僚会議の意義について触れてみたい。

「貿易と環境」問題は多くの国がかかわる問題であるため、それが「問題」となる時には、最終的には誰が、どのようなルールを持って調停していくか、という論点に行き着く(注21)。調停のためには、なるべく多数からの賛同を得られたルールによって調停されるのが望ましい。この意味においては、123カ国(注22)という多くの加盟国を抱えるWTOへの期待は大きい。

今回のCTEレポートにおいても、建設的な提案がなされたり、いくつかの懸念を払拭する努力が払われ、少なくとも「貿易と環境」問題におけるWTOの役割は、一步「前進」したように思われる。また同時に、ほとんどが継続審議となっているように、問題の難しさが浮き彫りにされたのも事実である。

ゆえに、いくつかの点で前進しつつ、問題点をさらに整理したという点に、「貿易と環境」問題におけるWTOシンガポール閣僚会議の意義を見いだすことができよう。特に、誰が(WTOかMEAsか)、どのようなルールで(WTOの紛争処理ルールか、MEAsのそれか)にという点について、「交通整理」が前進した点で意義があったとい

本年12月に京都にて、気候変動枠組み条約の第3回締結国会議が開催される。ここでは、2000年以降のCO₂の削減目標が話し合われることとなっており、国際機関からNGOまで、190カ国から5,000人の参加が予定され、日本で行なわれる国際会議では、過去最大規模のものになる。

この条約もMEAsの一つであり、WTOルールとの関係が否定できない。CTEの審議結果が、見えない部分でどのような影響を与えているのか、上述のフレームワークを当てはめながら考えてみると、通常とは違った見方ができるのではないだろうか？

「貿易と環境」問題とは、「些細なことに大騒ぎ(Much Ado about Little)」(注23)なのか、それともやはり「重要な事だから大騒ぎ(Much Ado about Serious)」なのか、このようなMEAsにかかわる活動の場を通じて、これから徐々に明確になってゆくであろう。

用語解説

多国間環境条約(Multilateral Environmental Agreements; MEAs) :

複数国が加盟・批准する環境保護のための国際条約。現在、約130のMEAsがあり、後述するワシントン条約、モントリオール議定書は、加盟国が100カ国を超える。WTO加盟国が約120カ国であることを振り返ると、国際条約としての影響力は無視できない。このMEAsは、環境保護のために「貿易を規制」する。例えば、環境に有害な特定品目の輸出入を禁止する。WTOは貿易の規制撤廃を目的としているわけであるから、これと相入れない環境関連貿易措置(Trade Measures for Environmental Purposes) :

MEAsは環境保護のために、特定の物品の輸出入禁止を条約に盛り込む場合がある。それが環境関連貿易措置と呼ばれる。代表例は以下の3つである。

1. バーゼル条約(1992年発効)は、有害廃棄物の越境移動を制限することを目的とし、第4条で、有害廃棄物の輸出は、輸入相手国が有害廃棄物を輸入禁止していない場合で、文書にて事前に許可が得られた時のみ可能としている。ただし、輸入国にて処分できない場合には回収義務があり、事実上輸出入を「禁止して」と解釈
2. モントリオール議定書(1989年発効)は、オゾン層保護を目的とし、第4条「非条約国との貿易の規制」で、オゾン層を破壊するフロン、ハロンなどの物質の輸出入を禁じている。

WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
—「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって—

3. ワシントン条約(1975年発効)は、絶滅の恐れのある動植物の保護を目的とし、動植物それ自体や、それらの一部が使われた製品の輸出入・再輸出を禁じている。第8条で、処罰や輸出国への返送を規定している。

最恵国待遇(Most-Favoured Nation Treatment):

WTO加盟国は、輸出入の際の関税などに関して、いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を他のWTO加盟国にも与えなければならない。

内国民待遇(National Treatment):

輸入品に対して、国内産品より高い税を課してはならない。また、数量制限を課してはならない。要するに、例外が適用されない限り、輸出入先や国内・国外で差別してはならないということ。

ウェイヴァー条項(Waiver; 例外規定条項):

加盟国の4分の3以上の賛成があれば、「例外」的に最恵国待遇・内国民待遇を守らなくてもよい。要するに、条項を守る「義務」が免除され、「例外」として、貿易障壁を設けてもよい。

エコ・ラベル:

その商品が環境への害が少ないという認定。パッケージに「ラベル」の形で表示される。先進国をはじめ、アジア諸国でも導入済み。

TBT協定(Agreement on Technical Barriers to Trade; 貿易の技術的障壁に関する協定):

商品の規格が、人、動物または植物の生命または健康の保護、あるいは環境の保全のために用いられるのはよしとされるが、この規格の内容は、恣意的もしくは不当な差別となってはならない。要するに、輸入品に対して厳しい規格を要求する時に、その規格が恣意的な「技術的」貿易障壁とならないように要求している。

PPM(Process and Production Method(s)):

エコ・ラベルや環境監査に、商品の製造過程の状況まで盛り込もうというもの。製品そのものが環境への害が少ないだけでなく、製造過程でも環境への害が少ないことが求められる。

LCA(Life Cycle Assessment):

エコ・ラベルに、製造過程のみならず、材料調達の仕方から製品が消費された後の処分の仕方まで盛り込もうというもの。要するに、PPMやLCAが、エコ・ラベルに織り込まれると、生産者は対応が難しくなる。「技術的」に障害となってしまう可能性がある。

環境保護装置:

先述の環境関連貿易措置が「貿易に関する規制措置」だったのに対し、環境保護措置は、狭義には各国「国内」における環境保護の措置を指す。例えば、エコ・ラベルなどの製品規制が行われている国への輸出は、それが国内の規制であっても、その基準に合わせる必要が発生する。それによって技術的な、あるいはコスト上の負担が発生してしまい、これが市場参入への障壁と考えられるのである。

注

1. 宣言書中のパラグラフ番号は、16
2. この4点の指摘は、宇野(1997), p.20による。
3. WTO(1996c), Annex2
4. 96年10・11月にも会合が持たれ、レポート草案策定作業がなされているが、閣僚会議へのレポート内容は、基本的には9月会合にて結論に至っており、ここでは簡素化のため、10・11月の内容も併せて「9月会合」と呼ぶ
5. 新堀(1996)は不一致の理由として、「MEAsは政府間の異なる部署が交渉にあたった」という示唆に富む指摘をしている。CTEは、国際交渉の場に調整を求める前に国内で政策調整を行うことを要求しているわけであ
6. 用語解説に挙げた3つのMEAsなど。
7. WTO(1996b)
8. 「貿易と環境」問題の詳細については、渡辺(1996)、pp.42-48参照。
9. アイテム(9)のサービス貿易も新しい問題であるが、提言はまとまらなかったもので、ここでは取り上げない。
10. 本項の内容は、WTO(1996d)およびWTO(1996e)による。
11. 厳密には、NAFTAなどの他の多国間貿易条項も存在するので、WTOのみの問題ではない。しかし、ここでは、WTOに集中しても問題の本質は変わらない。
12. 127の国際環境条約のうち、環境関連貿易措置を含むものは17。Sen(1995), p.150。
13. 加盟国の不一致に関しては、渡辺(1996) p.55を参照されたい。
14. 前述のWTO(1996d)およびWTO(1996e)では、EC(The European Communities)となっている。
15. 経済成長の促進による財源確保などがその例。
16. 結論に至らなかったアイテム(3)aは、フレームワークでは「経済的手段」のMに該当。
17. Environmental-Sound Technology and Products
18. 例えば、国連リオサミットの成果である「アジェンダ21」の中で、「環境保護に役立つ技術へのアクセスと移転は、持続可能な開発の主要な要件である」と明言されている。

**WTO閣僚会議と「貿易と環境」問題
－「貿易と環境に関する委員会」の審議結果をめぐって－**

19. 例えば、遺伝子技術の普及によって、生物多様性が保全されている森林から、新たな薬品の開発などが期待される。
20. 「Procedures for the Circulation and Derestriction of WTO Documents」と「Guidelines for Arrangements on Relations with Non-Governmental Organizations」
21. 加藤峰夫(1994)「貿易と環境」(『環境情報科学』23-4所収)
22. 96年9月現在。
23. Palmeter, D. (1993), "Environment and Trade: Much Ado about Little" in Journal of World Trade, vol. 27.

参考文献

1. 古川栄一(1996)「WTOシンガポール会議の主要議題と問題点」(日本関税協会『貿易と関税』1996年12月号所収、pp.18-29)
2. Perroni, C. and Whalley (1996) "Possible Developing Country Impacts from Competition Policy Negotiation" in Balasubramanyam, V. N. and Greenaway, D. eds., Trade and Development: Essays in Honour of Jagdish Bhagwati, Macmillan, pp. 161-168
3. Sen, P. (1995) "Environmental Policies and North-South Trade: a Selected Survey of the Issues (in Bhaskar V. and Glyn, A. eds., The North The South and the Environment - Ecological Constraint and the Global Economy, Earthscan, pp.143-157)
4. 新堀總(1996)「貿易と環境 (1)」(『The Compass』96年12月号所収、pp. 67-73)
5. 新堀總(1997)「貿易と環境 (2)」(『The Compass』97年1-2月号、pp. 88-93)
6. 菅原淳一(1996)「『貿易と環境』問題のポイントーWTO第1回閣僚会議に向けて」、富士総合研究所調査資料、1996年10月
7. 宇野悦次(1997)「WTO第一回閣僚会議(於シンガポール)について」(日本関税協会「貿易と関税」97年2月号所収、pp. 12-21)
8. 渡辺幹彦(1996)「WTO制度下の貿易自由化と環境問題」(さくら総合研究所環太平洋研究センター「RIM」No. 35, 1996, vol.4 所収 pp. 42-63)
9. WTO (1996a), "Singapore Ministerial Declaration, Adopted on 13 December 1996"
10. WTO (1996b), "WTO Ministerial Conference Singapore: Information for the Media"
11. WTO (1996c), "The Report of the Committee on Trade and Environment, 14 November 1996"
12. WTO (1996d), "WTO Trade and Environmental Committee Continues Discussing Proposals on Recommendations for the Singapore Ministerial Meeting and the Post-Singapore Work Programme", in Trade and Environment Bulletin No.13, September 1996
13. WTO (1996e), "WTO Committee on Trade and Environment Concludes its Work and Adopts its Report to the Singapore Ministerial Conference", Press Release No. 15, 18 November 1996
14. WTO (1996f), "Report of the WTO Informal Session with Non-Governmental Organizations (NGOs) on Trade and Development", in Trade and Environmental Bulletin No. 16, November 1996
15. WTO (1996g), "Lower-Income Developing Countries and the WTO", Background Information Packet, WTO Secretariat mimeo
16. WTO (1996h), "Meeting of Ministers from 29 Least Developed Countries in WTO in Preparation for Singapore 13 to 15 November 1996", Press Release No. 60